

議案第151号

さいたま市衛生関係事務手数料条例及びさいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市衛生関係事務手数料条例及びさいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市衛生関係事務手数料条例及びさいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部改正)

第1条 さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～7 [略]		1～7 [略]	
8 <u>旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</u>	[略]	8 <u>旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</u>	[略]
9～56 [略]		9～56 [略]	

(さいたま市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 さいたま市旅館業法施行条例（平成15年さいたま市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(学校等に類する施設の指定)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(学校等に類する施設の指定)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p style="text-align: center;">(意見を求める者)</p> <p>第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により前条各号に掲げる施設に関し市長が意見を求めなければならない者は、国が設置する施設にあつては当該施設の長、地方公共団体が設置する施設にあつては当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会、国又は地方公共団体以外の者が設置する施設にあつては当該施設の所在地を管轄する市長とする。</p>	<p style="text-align: center;">(意見を求める者)</p> <p>第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により前条各号に掲げる施設に関し市長が意見を求めなければならない者は、国が設置する施設にあつては当該施設の長、地方公共団体が設置する施設にあつては当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会、国又は地方公共団体以外の者が設置する施設にあつては当該施設の所在地を管轄する市長とする。</p>
<p style="text-align: center;">(宿泊を拒むことのできる事由)</p> <p>第7条 <u>法第5条第1項第4号</u>の規定により定める宿泊を拒むことのできる事由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(宿泊を拒むことのできる事由)</p> <p>第7条 <u>法第5条第3号</u>の規定により定める宿泊を拒むことのできる事由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。